

小川小学校いじめ防止基本方針

萩市立小川小学校

I いじめの防止等のための取組に関する基本的な考え方

【文部科学省が定めるいじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から上記のとおり定義

【いじめに対する本校の基本認識】

本校では全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との基本認識をもち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように努める。また、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントを重視して教育活動を行っていく。

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ②いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- ⑤近年深刻な問題の入り口になっている「いじり」「からかい」についても見逃すことのないように、いじめられた児童の感じる被害性に着目した調査を行い、指導を推進する。

II いじめの防止等のための組織

- 学校におけるいじめの防止、早期発見及び早期解消等に関する措置を実効的に行うために中核となる組織（いじめ防止等対策委員会）を設置する。

【いじめ防止等対策委員会】

構成員	活動の概要
校長・教頭	<ul style="list-style-type: none">○ 学校基本方針を提示し、校内の指導体制や雰囲気作りへのリーダーシップの発揮○ 必要に応じて学校通信・ホームページ等を使った情報の発信
生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none">○ いじめに関する問題を校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間での共通理解の促進○ いじめ問題に関する情報収集と記録（総括）○ 関係機関との連絡・調整
教育相談担当	<ul style="list-style-type: none">○ 気になる児童に関する情報収集と記録、及び児童への対応の提案
養護教諭	<ul style="list-style-type: none">○ 保健室における相談状況の報告○ 保健室の効果的運用の計画
各学年担任	<ul style="list-style-type: none">○ いじめに関するアンケートの集約・実態把握と学級の状況の報告
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none">○ 加害・被害児童や保護者への対応○ 学校の相談体制へのアドバイス

- ※ 必要に応じて校医・民生委員・児童委員などを構成員として追加。
ただし、外部人材の活用を図る際は、守秘義務を念頭に置いて対応することを原則とする。

Ⅲ いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

- 本校では、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童にいじめを「しない・させない・許さない」環境づくりを行い、早期発見・早期対応に努める。
- 人権教育・道徳教育・特別活動を通して、自己有用感の高まりをめざすとともに、規範意識や集団の在り方についての学習を深める。
 - 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
 - ・ 互いに学級経営や授業・生徒指導等について情報開示・交換が行えるような教職員の協力協働体制をつくる。
 - 教職員全員がいじめの定義について共通の認識をもち、いじめのきっかけを見逃さない体制をつくる。
 - ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施し、資質能力の向上を図る。
 - ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
 - ・ 週に1回、「心のチェックカード」でアンケートをとり、それに基づいて、いじめチェック連絡会を開き、綿密な情報交換を行う。

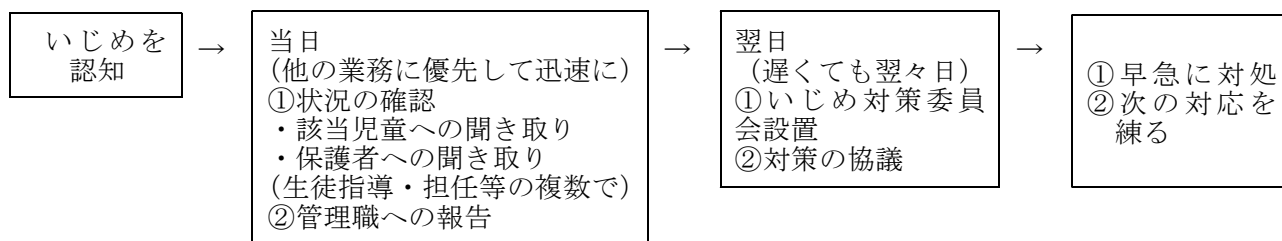
(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しているため、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- 児童の声に耳を傾ける。
 - ・ 毎週木曜日の「心のチェックカード（児童理解アンケート）」及び学期1回の「生活ふり回りアンケート」と「教育相談」を行い、児童の実態を把握するとともに、いじめゼロの学校づくりをめざす。
 - ・ 気になる様子が見られる児童については、必要に応じて教育相談を速やかに行い、いじめチェック連絡会で共通理解を図り、見守っていくようにする。
- 児童に寄り添い、行動観察及び児童理解に努める。
 - ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動等、日常の観察等を通して児童理解に努めるとともに、できるだけ児童とふれあう機会を増やし、信頼関係をつくる。
- 保護者・地域と情報を共有する。
 - ・ 連絡を即座に行うことができるように、日頃から地域・保護者との信頼関係作りに努めるとともに、些細なことでも常に連絡相談を繰り返しておくよう心がける。

(3) いじめの早期解消のための取組

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消をめざす。



- いじめられている児童と保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- 学級担任が問題を抱え込むことがないように、学校全体の問題として取り上げ、いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応を行う。
- いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- いじめが解消した後も、保護者に継続的な連絡を行い、再発防止を図る。
- 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。

(4) 重大事態への対応

【いじめの重大事態とは】

- いじめにより、被害児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた事案
 - ・ 児童がいじめを企図した場合も含まれる。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席した事案
 - ・ 相当の期間とは、年間30日を目安とする。
 - ・ 児童が一定期間(6日以上)連続して欠席しているような場合は、迅速な対応が必要。
 - ・ 疑いが生じた段階で調査を開始し、事実関係の確定前に対応を開始するものとする。
- その他のいじめ事案
 - ・ 児童または保護者が「精神的被害が重大である」と申し立てている場合など。

【重大事態への対応及び姿勢】

- 被害児童・保護者の思いを理解し、より迅速に事実の解決にあたる。
- 速やかに監督官庁・警察等の関係機関へ報告する。
- 事案によっては、学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、報道機関への対応も考慮に入れる必要があるため、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

(5) いじめの解消について

【いじめ解消の定義】

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つが満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消
被害者に対する心理的または物理手金影響を与える行為（インターネットも含む）が少なくとも3ヶ月止んでいる状態にあること。（ただし、重大性によっては、より長期の期間を設定する。）
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3ヶ月を目安）において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

この定義に沿って本校は、

- 3ヶ月の間に、該当児童へのアンケート、保護者への連絡・聞き取りを行い、記録しておく。
→ 3ヶ月で初めて解消とみなす。

IV 関係機関との連携

日頃から市教育委員会、民生委員・児童委員との情報交換、相談を行う。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

V 保護者との連携

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を、いじめが解決した後も継続的に行う。また、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。

さらに、いじめの関係者間の争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

VI 評価の実施

- いじめを隠蔽せずに、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、達成目標を設定し、学校評価の中で適正に自校の取組を評価する。そして、いじめに対する様々な取組が実効的なものになっているかどうか点検し、必要に応じて見直す。
- 学校が把握していないいじめがある場合、対応が適切でない場合は、いじめ対策委員会を開き、対策を考え、検討する。

VI いじめ防止等に係る取組の年間計画

	定期的実施	年間通して実施	必要に応じて臨時的に実施
1 学期	年度始め児童理解の会 担任による個人面談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童についての情報交換 (週に1回) ・ 心のチェック (毎週日) ・ 児童アンケート ・ 教育相談 (学期1回) ・ あのねカード (常時設置) 	いじめ対策委員会
夏期休業	いじめに係る校内研修		
2 学期	学期始め児童理解の会 担任による個人面談		
3 学期	学期始め児童理解の会 担任による個人面談 年度末児童理解の会 (次年度に向けて)		